

耐震改修助成金交付までの手続きの流れ

1 耐震診断の実施

あきる野市耐震診断助成制度による耐震診断を受けてください。

2 助成金の申請

様式第1号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①当該年度の耐震改修に要する費用の見積書の写し 及び 建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当額が確認できる書類
- ②耐震診断結果報告書の写し 及び 耐震改修計画書等の耐震改修を実施することにより I_w の値が1.0相当以上となることが確認できる書類
- ③助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- ④建て替え工事の場合は、新たに建築する住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類
- ⑤施工業者の建設業許可証明書の写し 又は 東京都地域住宅生産者協議会の木造住宅耐震講習会受講者証の写し
- ⑥あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱第3条第1項ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
- ⑦その他市長が必要と認める書類

3 助成金の決定

提出された申請書類等の内容を審査し適当と認めるときは、申請者の方へ、様式第2号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書」を交付します。

※助成金の決定後に、工事内容や金額等の変更、工事の中止をする場合は、変更承認申請書や中止届を提出していただく場合があるので、住宅政策課へ連絡してください。

4 契約締結 及び 実施

交付決定通知後に耐震改修工事の契約を締結し、工事を実施してください。改修期間は、交付決定を受けた日の属する年度末（3月中旬頃）までに完了願います。

5 完了報告

耐震改修工事が完了したら、様式第7号「あきる野市木造住宅耐震改修完了報告書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①耐震改修契約書の写し
- ②当該年度の耐震改修に要する費用を証する書類 及び 費用明細書の写し
- ③耐震改修の着手前、中間時及び完了時の写真
- ④ I_w の値が耐震改修により1.0相当以上となったことを証する工事監理報告書の写し
- ⑤建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

6 助成金の額の確定

提出された完了報告書類等の内容を審査し適当と認めるときは、助成決定者の方へ、様式第8号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書」を交付します。

7 助成金の請求

交付額確定通知後に様式第9号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書」を住宅政策課へ提出してください。

8 助成金の交付

提出された請求書に記載の指定口座へ助成金を振り込みます。